

みどり通信

第200号 2012. 8. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● FX2活用事例	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P6	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● 営業カレンダー	P11
● 損害保険	P8		



猛暑の中 提携企業の方々を招いて ソフトバレー大会開催！

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

8月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。
次の内容は、8月5日のホームページ掲載のものからです。

相続に不安、3人に1人 課税強化や親族争いに懸念・・・

「相続に不安、3人に1人 課税強化や親族争いを懸念・・・」、今朝（8／5）の日本経済新聞1面に掲載されていた記事の見出します。内容は次のとおり。

…遺産相続に対する不安が高まっている。

「日経生活モニター」に登録した読者に調査したところ、自分や家族・親族の相続について「不安がある」との回答が35%に達した。

遺産を継ぐ立場の約7割が相続財産に期待を寄せる一方、継がせる立場の8割超が遺言を用意していないなど、両者の意識に隔たりがある…

と記事は伝えています。

40～60代の1295人の回答結果とのことで、その記事の中で、相続に不安を感じる人に理由を聞いたところ、「相続税の支払い」「相続の配分を巡って争いが起きそうな気がする」がともに40%超え。

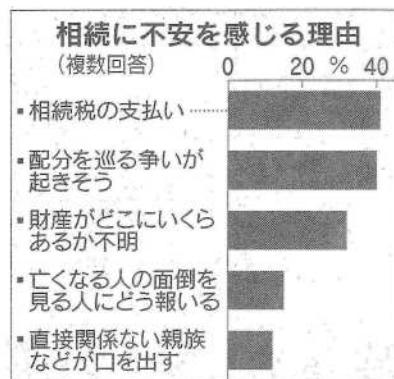
現在、相続税の課税対象になっているのは全体の4%。しかし、平成27年から相続税の課税強化が検討されていること、「争族」といわれるトラブルの2つが不安の背景にあると解説しています。

「継ぐ立場」の人 「相続財産についてどう感じるか」の問い合わせについて・・・

「自分や家族の将来を考えると、あればありがたい」が58%と最も多く、「相続財産がないと苦しい」などと合わせると7割近い人が相続財産に期待を寄せている結果に。その理由は、「老後の資金が不足しているから」が最多。

その一方で、「継がせる立場」にあると回答した人のうち、遺言を書いているのは 16% にとどまり、84% は遺言の用意がないと回答。「遺言を書くつもりはない」と答えた人に理由を聞いたところ、「相続でもめるはずがない」が 44% と一番多かったと言う結果に。

事実、家庭裁判所で相続の相談件数は 2010 年が 18 万件弱と 10 年前の 2 倍で、年間死者の 15% 前後にも達している現状。



争いや不安を少しでも解消するために、

第1に…「財産は全部でいくらになるのだろうか？」

第2に…「相続税はかかるののだろうか？」

第3に…「相続税がかかるのであれば、いくらくらいかかるののだろうか？」

第4に…「その納める税金はどのように準備したらいいののだろうか？」

についての診断をしませんか。

当事務所では随時対応させていただいています。

お気軽にお問い合わせください。

税理士 山口 昇

将来の相続対策のために、相続診断(財産評価)をしませんか…

財産は全部でいくらになるののだろうか？

相続税はかかるののだろうか？

相続税がかかるのであれば、いくらくらいかかるののだろうか？

その納める税金はどのように準備したらいいののだろうか？

最近のお問い合わせ事例より

◇協賛金の勘定科目について

季節がら、花火大会や夏祭りの協賛金を支出した企業様も多いのではないのでしょうか。

こうした協賛金は、**地元地域への貢献のみを目的とした協賛金**であれば、「**寄付金**」として取扱うのが適当です。寄付金であれば、その支出には対価性がありませんので、消費税は対象外となります。

寄付金は原則として損金に算入できますが、その金額には上限があるので注意が必要です。

一方で、花火大会の場合、パンフレット等に企業名が掲載され、打ち上げの際に協賛企業がアナウンスされたり、企業名入りの提灯が会場内に掲示されるといったケースがあります。このような場合の支出は、明らかに**社名が広く公衆に知られるという広告宣伝的効果**を持つため「**広告宣伝費**」として処理を行います。

この場合、全額を損金として処理できます。また、広告宣伝費には対価性がありますので、消費税については課税取引となります。

寄附金、交際費、広告宣伝費のそれぞれについては、区分の判断に迷う事例も多くなっております。それぞれの内容を簡単にまとめてみますと

【寄附金】

反対給付を伴わない、金銭その他の資産または経済的利益の贈与・供与が該当します。（事業と直接的な関連は無いもの）

【交際費】

得意先・仕入先その他事業に關係のある者に対して、接待・供應・慰安・贈答などのために支出する費用。

【広告宣伝費】

文字通り、広告及び宣伝のための費用。

「不特定多数の人に対する宣伝効果」の結果、自社商品等の購買意欲が高まったり、自社のイメージが良くなることで企業活動が円滑になることを意図する支出。

ということになります。

国税庁ホームページに掲載の通達により、例示等を確認いただくことが可能ですので、興味のある方は併せてご確認下さい。

◇今まで専業主婦の人は、幾らまでなら仕事をしても不利とならないか

家計を助けるため、今まで専業主婦であった妻がパートで働きに出た場合は幾らまでなら稼いでよいのか？という質問をよくいただきます。

一般的によく言われる金額としては、専業主婦がパート等で働く場合、年収「90万円程度」「103万円以下」「130万円以下」の3通りが挙げられます。この金額の根拠となる考え方としては、①妻に住民税が課税されるようになる。②妻に所得税が課税されるようになる。③妻が夫の社会保険の扶養から外れる。という、3つの段階があるということを意味しています。

◆「90万円程度」のわけ

住民税がかかってきます。所得を計算する際、給与の総額から控除する給与所得控除額は「65万円」となっています。また、課税する所得を計算する際には、この他に所得控除額を差し引きしますが、住民税における基礎控除は「33万円」となっています。これらを基にした単純計算では、 $65 + 33 = 98$ 万円以下であれば税額は生じない事となります。

ただし、住民税には、所得の額の大小にかかわらず一律の金額を課税する「均等割」と呼ばれる税額（県と市あわせて4,000円）があり、こちらを課税するか否かの判断となる非課税限度額は、各市区町村毎に条例で定められています。

新潟県内の各市町村の条例をいくつか確認してみましたが、新潟市や長岡市で31.5万円、その他はおおむね28万円と、いずれも基礎控除の33万円を若干下回った金額となっています。そのため、均等割もかかる「課税額0円」とするには、給与総額を約90万円程度に抑える必要があるということになります。

◆「103万円」のわけ

一番よく耳にする数字だと思います、これは所得税の課税されない上限です。所得税の計算にあたり、給与の総額から給与所得控除額「65万円」と、所得税における基礎控除額「38万円」が引けますので、 $65 + 38 = 103$ 万円以下であれば、妻の所得に対して所得税は課税されないということになります。

しかも、重要なのは、妻の所得税の計算だけではありません。夫の所得税の計算に際して、妻の所得が基礎控除額以下であるため、「配偶者控除」の適用が受けられます。妻が課税されないだけでなく、夫の所得税額の増減にも影響が出てくるということです。

ただし、103万円を超えたとしても、夫の年収が1,000万円以下であれば「配偶者特別控除」の適用があります。103～141万円までの各水準に応じて、概ね5万円刻みで控除額は少なくなっていく計算ですが、103万円を1円でも超えると一気に夫の税金負担増となってしまう、ということではありませんので、その点はご安心いただければと思います。

◆ 「130万円」のわけ

妻の収入が130万円以下の場合は、夫の扶養として、夫の会社の健康保険に加入出来るからです。(この場合の「扶養」は、所得税の計算の際のものとは異なります。)

妻の収入が130万円を超える場合には、妻の勤務先の健康保険に加入するか、国民健康保険に加入する必要があります。その際に、妻が40歳以上だと介護保険料の負担もあります。

仮に、妻が40歳以上で月に11万円のパート収入(年収132万円)があったとすると、勤務先で健康保険に加入した場合、天引きされる保険料の自己負担額は月額で6,297円ですので、年間で約7.6万円の保険料負担となります。

さらに、年金保険料の負担も発生します。今まで専業主婦だったため、夫の年金に相乗りできましたが、パート先の厚生年金保険に加入するか、国民年金の被保険者として保険料の納付が必要になります。前述した事例のケースで、パート先で厚生年金保険に加入の場合は、月額で9,026円が天引きされ、年間で約10.8万円の保険料負担になります。

※上記の健康保険料・厚生年金保険料は、平成24年4月以降分を基準として計算しています。今後、一定のタイミングで負担額が微増していく仕組みとなっています。

◇ 6月の給与から天引きされる住民税が高くなっている、手取額が大幅に減ってしまっているのは何故か

平成22年度の税制改正による「年少扶養控除の廃止」に伴い、この6月徴収分の個人住民税から、「16歳未満の扶養親族1人につき33万円」の控除が適用されなくなっています。

これにより、小さなお子さんを抱えるサラリーマン、特にお子さんの多い方は、6月以降の給料の手取り額が大幅に減少している方も出ているのではないかでしょうか。

当初のマニュフェストで、扶養する子ども1人につき月額26,000円を支給するとしていた「子ども手当」(実際は月額13,000円の支給でスタート)と引き換えに、所得税・住民税の計算に影響する扶養控除の見直し・廃止が行われましたが、肝心の子ども手当は従前の「児童手当」に逆戻りしたため、扶養控除廃止による増税だけが残る形となり、結果として手取額が減少するに至っています。住民税の課税明細を前年のものと見比べてみられる等、ご確認をお願い致します。

以上、最近よくご質問をいただいた事例のいくつかについて列挙してみました。なかなか即答できない事例もあるかと思いますが、精一杯対応させていただきますので、各担当スタッフまでお気軽にご質問いただければと思います。

<西丸 保幸>

賞与を支払ったときは届出が必要です

ボーナスなどの賞与を支払った場合は、
支払った日から5日以内に
「被保険者賞与支払届」を提出してください。
賞与支払届は保険料や年金給付の金額に影響する
大切な届出となりますので、忘れずに提出をお願いします。



届出の対象となる賞与

ボーナス、手当、その他どんな名称であっても、労働者が労務の対償として受けるもの（現物支給によるものも含む）のうち、年間の支給が3回以下のものが対象となります。

対象となるもの

賞与（役員賞与も含む）、ボーナス、期末手当、年末手当、夏（冬）期手当、越年手当、勤勉手当、繁忙手当、もち代、年末一時金などの賞与性のもの（年3回以下支給の場合）、その他定期的でなくとも一時的に支給されるもの

対象とならないもの

年4回以上支給されている賞与、結婚祝金、大入袋等

賞与に係る保険料率

健康保険料（新潟県の料率）

（全国健康保険協会管掌健康保険）

（事業主・被保険者折半）

■介護保険第2号被保険者に該当しない場合

$$\text{標準賞与額} \times \frac{9.9}{100}$$

■介護保険第2号被保険者に該当する場合

$$\text{標準賞与額} \times \frac{11.45}{100}$$

厚生年金保険料（一般）

（事業主・被保険者折半）

$$\text{標準賞与額} \times \frac{16.412}{100}$$

平成24年9月から厚生年金保険料率が改定されます。

児童手当拠出金

（全額事業主負担）

$$\text{厚生年金保険の標準賞与額} \times \frac{0.15}{100}$$

※標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となり、健康保険では年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）540万円まで、厚生年金保険では1回の支給につき150万円が上限となります。

※育児休業等期間は開始日の属する月から終了日翌日が属する月の前月までについては、事業主の申出により、毎月の保険料と同様、賞与の保険料も徴収されません。
ただし、届出は必要です。

出典：社会保険にいがた

今回のテーマ

がん治療について②

今回は前回に続きがん治療についてお伝えいたします。
がんの治療も現在多くあり、治療方法も年々変化しております。

がん治療は大きく分けて3つになります。

1. 手術療法

メスなどを用いてがんを取り除きます。
腹部や胸部などを切り開いて行うのが一般的ですが、病状によっては、内視鏡や腹腔鏡を用いた体への負担が少ない手術も行われるようになりました。

2. 放射線治療

がんに放射線を照射する治療法です。
がん細胞内の遺伝子にダメージを与え、がんを死滅させたり小さくしたりします。照射部位の皮膚や消化器に副作用が出ることがありますが、一般的に手術と比較して体への負担が小さい治療法です。

3. 化学療法(抗がん剤治療)

注射や点滴、または飲み薬で治療します。
化学物質(抗がん剤)を用いて行う治療法です。薬剤が血液から全身に回るため、全身に対して効果が期待できます。化学療法は強い副作用がでることもありますが、最近では副作用の少ない薬剤の開発が進んでいます。

4. その他

新しい治療法も次々と登場しております。
乳がんや前立腺がんの再発を予防するホルモン治療、前立腺がんのワクチン治療など、新たな治療法も次々と登場しております。研究段階の治療法も多く、健康保険が適用されないものもあります。

現在は複数の療法を組み合わせて行うケースが増えています。また、入院のみではなく、通院主体で治療を行っていくことも増えてきています。

がんは治せる病気に変わりつつあります。治療内容を知り、治療に備えることが大切です。

今回はがん治療方法についてみてみました。日に日に変化するがん治療に現在の保険の内容があるのかご確認いただけたら幸いです。がん保険も昔と今では内容が大きく変わってきております。治療方法により保険の対象になるもの、ならないものがありますので、内容等詳細については、具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

損害保険

中小企業PL保険制度

日本国内で製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や訴訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払いする制度です。

【事 故 例】

事故は思いがけない時、思いがけない形で発生します。

- ①オーブントースターから発火、家屋を全焼 → 損害額 約6,700万円
- ②加工食品でボツリヌス菌による食中毒発生 → 損害額 約2億7,500万円

完成メーカーだけでなく原材料・部品メーカーでも発生します。

- ①食品原料製造中に異物が混入し、納品先の完成品が不良となった
→ 損害額 約4,000万円
- ②繊維製品仕上製剤製造業者が製造した製品を使用して繊維を加工したところ、製品と繊維が反応して悪臭が発生したため、完成品である繊維製品が廃棄処分となった。
→ 損害額 約500万円

請負業・販売業でもPL事故が発生しています。

- ①風呂ボイラーのメンテナンスミスで入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。
→ 損害額 約4,000万円
- ②防水工事施工後、雨水が建物内に漏水し、内装を汚損させた。
→ 損害額 約1,500万円

【リコール費用担保特約】

企業が製造・販売した製品の欠陥が原因で事故が発生した場合に、事故による被害拡大の防止を目的として当該製品のリコールを実施することによって支出した費用損害に対して、保険金を支払います。(担保対象とするリコールは、事故の発生が行政庁に報告されたものまたは、行政庁がリコールを命じたものに限ります。)

★食中毒等のPL事故が想定される食料販売、飲食店は保険への加入件数は比較的多いですが、請負業者に関しては、事故件数が全体の38.5%を占めているにもかかわらず、加入率は10%程度と低い状態が続いている。特に、給排水設備工事や道路・下水道工事、自動車整備・修理等は、保険への加入件数が低いにもかかわらず、事故件数の割合が高くなっています。

担当 星野

レベルアップしたFX2で資金管理を始めませんか？

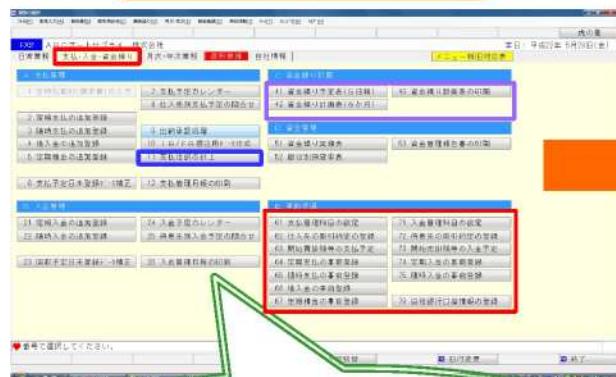
A社(製造業)の場合

社内ではピア・ツー・ピアを利用し定期的に社長ボタンで業績確認を行っていました。今まで資金繰り計画表は作成しておらず、毎月経理担当者が支払予定表をエクセルで作成し社長が確認していました。また以前から社長は資金がショートしないか不安を感じていましたが、その為の管理を行っていませんでした。社長は今回FX2. NET版への移行を機にFX2で資金管理を行うことを決め、経理担当者がFX2で事前登録を行いました。

その結果、社長は資金繰り計画表を画面で確認できるようになり、経理担当者は支払予定表を作成する手間が省けるようになりました。その上、社長が出納承認を行うことで約定日に基づき支払仕訳が自動計上されるため入力ミスや入力する手間が省けるようになりました。

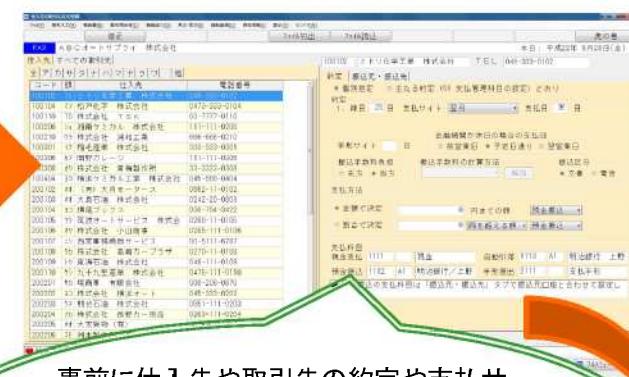
また、条件を満たしていればピア・ツー・ピアで利用しなくても社長ボタンを活用出来るため大変喜ばれています。

フルメニュー



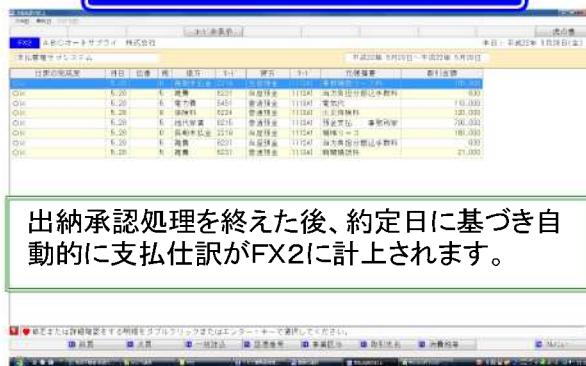
FX2.NET版ではフルメニューが行う処理によってタブ毎に分かれています。メニューが探しやすくなっています。

事前準備



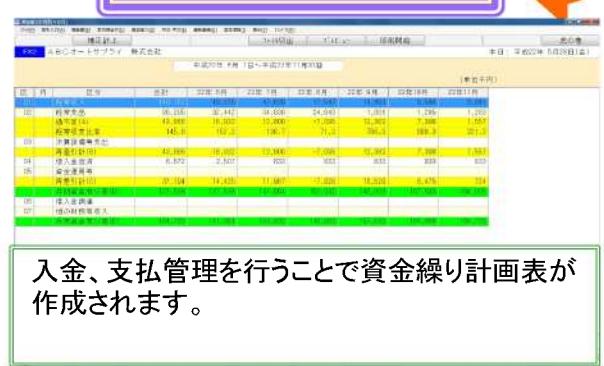
事前に仕入先や取引先の約定や支払サイト、入金サイト、借入金、定期的取引を登録することで、支払予定カレンダー、入金予定カレンダーが自動作成されます。

支払仕訳の自動計上



出納承認処理を終えた後、約定日に基づき自動的に支払仕訳がFX2に計上されます。

資金繰り計画表



入金、支払管理を行うことで資金繰り計画表が作成されます。

FX2.NET版では請求書を見ながら取引登録を行えるようになりました！これにより買掛金・未払金の発生仕訳が自動計上され、更なる経理業務の合理化を図れます。

これからの研修

後継者塾	加茂商工会議所	8月21日（火）	18:00	～	21:00
		9月6日（木）	18:00	～	21:00
		9月27日（木）	18:00	～	21:00
		10月4日（木）	18:00	～	21:00
社長塾	加茂商工会議所	8月23日（木）	13:30	～	17:30
		9月18日（火）	13:30	～	17:30
		10月10日（水）	13:30	～	17:30
原点の会	三条商工会議所	9月4日（火）	9:00	～	11:30

あとがき



今年の夏は、ロンドンオリンピックで賑やかです。日本選手の方々の活躍にドキドキワクワクの毎日です。そんな中多くの私個人のテレビで見聞きしている限りで感じたことをお話ししたいと思います。

柔道男子66キロ級 海老沼選手、準々決勝での闘いです。皆さんも報道でご存じの通り、5分間の試合の後の3分間のゴールデンスコアでも決着がつかず最後の審判による旗判定で3人の審判が相手選手に揚げ0ー3で判定負け。その判定に、日本チームから抗議（会場では大ブーイング）、またオリンピック委員会からも注意があり異例の旗判定のやり直し。結果逆転の3ー0で海老沼が勝ちました。その間の海老沼選手はほとんど表情を変えることなく落ち着きを払ったように見えました。判定が覆った後、相手にきちんと向かい頭を深々と下げ握手をしっかりして挨拶をしました。

特に、軽量クラスの選手で目立ったのが外国人選手の大きすぎるリアクションです。まだ、審判の判定が出ていないのに勝手にガツツポーズをとったり、飛び跳ねて喜んだりしていて目の前の相手選手への敬意が感じられず見ているこちらもなんだか悲しくなりました。反面日本選手の方達は勝敗にかかわらず最後の判定、挨拶まできっちりとしていたと思います。勝負事なので勝ち負けはつきますが、それだけではない何かを見せてもらい考えさせてもらいました。

鶴巻博子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

夏期休業のご案内

当事務所は、夏期休暇のため下記の日程を休業させていただきます。

何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

記

8月11日（土）～8月16日（木）



8月

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp